

指定管理者のモニタリングシート

1、基本情報確認年月日:令和7年12月17日

施設名	原敬記念館		
住所	盛岡市本宮4丁目38-25		
指定管理者名	(公財)盛岡市文化振興事業団	所管課名	歴史文化課
指定管理料(年額)			
今回確認期間	令和 6 年 12 月 1 日 から令和 7 年 11 月 30 日 まで (12 ヶ月間)		

2、業務の履行状況の確認について

(1)稼働実績

項目		今期計画	今期実績
開館日数		306 日	305 日
延べ 利用者数	個人	6,000人	5,874人
	団体	30人	89 人
主要事業 開催回数	展示活動事業	8 件	8 件
	教育普及事業	24 件	24 件
	教育普及事業【出前授業】(学校)	15 件	18 件
	教育普及事業【出前講座】(一般)	5 件	3 件
	共催事業(原敬を想う会、本宮児童センター)	4 件	4 件

(2)管理運営実績

項目		確認欄
設置 目的	施設の設置目的及び市の施策の成果向上に果たす施設の役割を理解し、これらに沿った管理運営がなされているか。	適 ・ 要改善
平等 利用	市民・利用者の平等な利用が確保されているか(一部の市民・利用者に対して、不当に利用を制限したり優遇したりすることが行われていないか。)	適 ・ 要改善
施設 の 効 用 の 発 揮	施設管理	
	建物・外構の保守・点検は仕様書等に基づき行われているか。	適 ・ 要改善
	設備の保守・点検は仕様書等に基づき行われているか。	適 ・ 要改善
	建物、外構、設備の修繕の履歴は整理、保管されているか。	適 ・ 要改善
	現金・備品等の管理	
	現金は適正に管理されているか。	適 ・ 要改善
	鍵は適正に管理されているか。	適 ・ 要改善
	施設に配置されている備品が適正に記録・管理されているか。	適 ・ 要改善
	備品の購入、廃棄、修繕の記録について整理、保管されているか。	適 ・ 要改善
	事業実施	
	仕様書及び事業計画書で実施することとしている事業が実施されているか。	適 ・ 要改善
	危機管理	
	危機対応の手順は整備されているか。	適 ・ 要改善
管理 確 保 力	適正な人数の職員が配置されているか。	適 ・ 要改善
	職員の資質向上のための研修等の取組みが実施されているか。	適 ・ 要改善
	適正な労働条件が確保されているか。	適 ・ 要改善

(2)管理運営実績(続き)

項目		確認欄
個人 保 護 情 報	施設で扱う個人情報は、特記仕様書に基づき扱われているか。	適 ・ 要改善
そ の 他	市と指定管理者の間で指定管理業務について記録することとしている事項について、記録が整備されているか。	適 ・ 要改善
	あらかじめ市に協議すべき事項について、適時に協議がされているか。	適 ・ 要改善
	市と指定管理者の間で指定管理業務について報告することとされている事項について、適時に報告がなされているか。	適 ・ 要改善

3、サービスの質の確認について

(1)サービス提供の状況

項目		確認欄
職員 対 応	職員の身だしなみは適切か。	適 ・ 要改善
	利用者への対応のマナーは適切か。	適 ・ 要改善
	利用者に対する職員の案内、説明は分かりやすく丁寧に行われているか。	適 ・ 要改善
施設 管 理	施設は清潔に保たれているか。	適 ・ 要改善
	施設内の案内が利用者にわかりやすく表示されているか。	適 ・ 要改善
	施設は利用者が利用目的に沿って安全に使用できる状態になっているか。	適 ・ 要改善
要 苦 望 情	利用者からの苦情・要望に対し、適切な対応がなされているか。	適 ・ 要改善
	利用者からの苦情・要望について、市への連絡報告が適切に行われているか。	適 ・ 要改善
利用 促 進	事業実施の周知が適切になされているか。	適 ・ 要改善
	事業内容は利用者のニーズに合っているか。	適 ・ 要改善
	ホームページは「公の施設の指定管理者のインターネット利用指針」に沿って作成されているか。	適 ・ 要改善

4、指定管理者が施設の管理運営及びサービスの質を向上させるために工夫した事項

【施設管理】昨年度に引き続き、危険樹木1本の伐採を実施。庭園管理については、今後も注視していきたい。また、10月に熊が当館庭園に立てこもったことを踏まえ、館内でマニュアルを作成し、来館者及び職員の安全対策に努めた。なお長年の懸案事項であった生家の茅葺屋根修繕(一部)については、市がクラウドファンディングを実施し、それに連携する形で周知及び寄附金の受付等に携わった。 【事業関係】今年度の企画展については、原家子孫からお預かりした「原恭家文書」の寄贈に向けた整理に従事するため、開催期間を2週間短縮した形で開催したが、前期企画展では「原敬日記」に記されている事件や災害などに焦点をあて、また後期企画展においては「アートの世界の原敬」と題し、原敬と美術界との関わりや、ゆかりのある画家を紹介するとともに肖像画等の絵画資料を展示。新たな視点で原敬を紹介し、期間中の平均入館者は、どちらも昨年度を上回り、好評を博した。

5、モニタリング結果を踏まえた今後の管理運営の方向性

指定管理者	所管課
長年の懸案事項であった、原敬生家茅葺屋根の修繕(一部)については、上記に記載した流れにて、実施の見込みとなっている。修繕期間は、生家公開が難しいと思われるが、業者と相談しながら修繕の様子を見学する機会を設定したり、SNS(X)で修繕の経過を随時紹介したりするなど集客に向けた工夫をしたい。この他、施設の経年劣化(特に冷温水発生機)、樹木の管理、蛍光灯からLEDへの切替についても所管課と連携を密にし、対処していきたい。博物館事業については、引き続き、「原恭家文書」の寄贈にむけ、整理に従事する。	施設の修繕対応については、細やかに情報共有され、適切にご対応いただいた。今後も継続して連携を密に対応し、施設の維持管理に努めていただきたい。 来年度の原敬生家を公開できない時期の対応についても、市民の声などを参考に、引き続き工夫して館の運営に努めていただきたい。